



# 四国税理士会報

第401号  
2019.7.10

●発行所 / 四国税理士会  
高松市番町2-7-12  
電話 087(823)2515(代)

●発行人 / 清田 明弘  
●編集人 / 松岡 真澄美  
●ホームページ / <http://www.shikoku-zei.or.jp>



胡麻の花

撮影者 鳴門支部 井上 孝司

## 主な記事

### 定期総会特集

全議案を提案どおり可決！



来賓祝辞 高知県知事（代理 総務部税務課長）

# 第63回

# 定期総会



来賓祝辞 高知市長（代理 財務部税務長）



表彰状の授与（会員表彰）



表彰状の授与（役員表彰）



表彰状の授与（委員表彰）



退任役員挨拶

# スナツプ



定期総会出席のご来賓



新任役員挨拶



高松国税不服審判所長による乾杯



税理士会役員挨拶



今回は着席による懇親会！



「十人十色」によるよさこい踊り

# 税の広場

## 事業の譲受けに伴う従業員の退職給与債務の引継ぎについて

甲社は、営んでいる事業の一部及びその事業に係る資産及び負債の全部を、乙社に譲渡することになった。あわせて、その事業に従事していて乙社に転籍することとなる従業員に係る退職給与債務3千万円（甲社の退職給与規定に基づいて適正に算定した金額）とその債務に相当する現預金3千万円を、甲社に引継ぎたいと考えている。その場合の課税関係はどのようになるか。

（1）平成18年度の税制改正により、非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等の規定（法法62の8。以下、「本件規定」という）が創設された。これに伴い、法人が非適格合併等により被合併法人等から資産又は負債の移転を受けた場合において、非適格合併等に伴い被合併法人等から引継ぎを受けた従業者につき退職給与債務引受けをした場合には、退職給与債務引受額を退職給与負債調整勘定の金額とすることとされた（法法62の8〔2〕一）。

この場合の「非適格合併等」には、非適格合併、非適格分割及び非適格現物出資のほか、事業の譲受けのうち譲渡法人の譲渡直前の事業及びその事業に係る主要な資産又は負債のおおむね全部が事業譲渡により譲受け法人に移転をするものを含むものとされている（法法62の8〔1〕）。

「退職給与債務引受け」とは、非適格合併等後の退職その他の事由によりその非適格合併等に伴い引継ぎを受けた従業者に支給する退職給与の額につき、非適格合併等前における在職期間その他の勤務実績等を勘案して算定する旨を約し、かつ、これに伴う負担の引受けをすることをいう（法法62の8〔2〕一）。

「退職給与債務引受額」とは、非適格合併等の時における従業者に係る退職給付引当金の額（一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って算定され、かつ、その額につき確定申告書の退職給与負債調整勘定の金額の明細（別表16（11））に記載がある場合の退職給付引当金の額に限る）に相当する金額をいう（法令123の10〔7〕）。

退職給与債務を引受けた法人において計上された「退職給与負債調整勘定」については、従業者が退職した場合等に、その退職者等（減額対象従業者）に係る退職給与負債相当額を取り崩して、益金の額に算入することになる（法法62の8〔6〕一及び〔8〕、法令123の10〔10〕）。

譲渡法人においては、その引継がれた退職給与債務の金額に相当する額が損金の額に算入され



税 理 士 証 票 の 提 示  
 会 員 章 の 着 用  
 を 励 行 し ま し ょ う

# お国自慢

## 徳島

多田 正孝 (鳴門支部)

### 新説「戦国天下人 三好長慶と勝瑞館」

戦国時代、天下統一の基礎を築き、最初に天下取りに一番近づいた武将は織田信長である。それに異論のある方は、いないと思われる。ところが、信長以前に四国の戦国大名で信長よりも先に、すでに天下人となっていた武将がいたというのである。信長より先に、すでに天下人となっていた四国の戦国大名とは誰なのか？

先月(6月19日)、NHKの歴史秘話ヒストリアというテレビ番組(以下、ヒストリア)で「信長より20年早かった男、最初の天下人、戦国の革命児」として阿波徳島出身の戦国大名「三好長慶(みよしながよし、「ちょうけい」ともいう)」(以下、「長慶」)の生涯が紹介されていた。それによると「長慶」こそが、戦国最初の天下人であったというのである。

「長慶」は、1522年に阿波の守護 細川晴元の重臣 三好元長の長男として阿波国三好郡芝生(徳島県三好市三野町芝生)で生まれた。父の元長は、主君 細川晴元の守護代として畿内(堺)に妻子と居住して勢力を拡大していた。元長は、主君 晴元の策略により蜂起した一向一揆衆に追い詰められ自害したが、その前に、妻子を阿波の勝瑞(徳島県板野郡藍住町勝瑞)に帰していた。この時、「長慶」は11歳(10歳3ヵ月)であった。阿波に帰郷した「長慶」は、父元長の仇(かたき)である細川晴元の家臣として、細川氏の守護所が置かれていた勝瑞館(やかた)に居住していたようである。発掘調査によって、勝瑞館は複数の郭(くるわ)から成っており、その敷地面積は42,000平方メートルを超える広大なものであったことが明らかになっている。勝瑞館は、細川・三好の強大な軍事力・政治力・経済力によって阿波が安定していたため防御力の高くない城(平城)であったと考えられている。現在は、勝瑞館、その後に築城した勝瑞城(敷地面積約8,500平方メートル:長宗我部元親との戦に備えて北東方向の近接する場所に急造した城)も遺構が残っているのみで、建物は残っていない。



今、勝瑞館の跡地は、現在も発掘調査中であるが、一部を除きほぼ発掘調査を終えている。発掘調査を終えた部分は芝生を敷いた広場となっている。広場の南側には枯山水跡があり、会所(そこから枯山水を眺めていた)が建てられている。敷地の北端には、発掘調査による出土品の展示場を併設した管理事務所が建っている。勝瑞城跡地には、三好氏の菩提寺である見性寺が建っており、阿波三好氏三代(之長・元長・実休)が祀られている。広い館跡地の所々に僅かに夏草が生えているだけの景色を眺めていると、まさに「夏草や 兵(つわもの)どもが 夢の跡」(芭蕉)の感がある。

勝瑞城館跡(国史跡)は、JR勝瑞駅下車、北西へ徒歩10分のところにある。出土品の展示場(入場料無料)は月曜日から金曜日までの朝9:00~夜17:00まで開館している。

